

○ 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（優先出資者名簿記載事項の記載等の請求）</p> <p>第十二条 法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第百三十四条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、金庫が優先出資証券発行協同組織金融機関（法第二十三条第三項に規定する優先出資証券発行協同組織金融機関をいう。）である場合には、法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求をしたとき。</p> <p>二 優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第百三十四条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。</p>	<p>（優先出資者名簿記載事項の記載等の請求）</p> <p>第十二条 法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、金庫が優先出資証券発行協同組織金融機関（法第二十三条第三項に規定する優先出資証券発行協同組織金融機関をいう。）である場合には、法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求をした場合とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(優先出資者総会参考書類)

第十九条 法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により交付すべき優先出資者総会参考書類(法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類をいう。以下同じ。)には、議案及び提案の理由(議案が理事の提出に係るものに限る)、総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。)を記載しなければならない。

2
6 (略)

(優先出資者総会参考書類)

第十九条 法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により交付すべき優先出資者総会参考書類(法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類をいう。以下同じ。)には、議案を記載しなければならない。

2
6 (略)